



総務省行政相談センター

まぐみみ福岡

MIC Ministry of Internal Affairs
and Communications

令和 7 年 7 月 22 日
九州管区行政評価局

災害時の特別行政相談活動に関する連携協定の締結 ～被災者支援の更なる充実を目指して～

総務省九州管区行政評価局は、地震、豪雨などにより大きな被害が発生した場合、被災者からの様々な相談に応じる特別行政相談所を開設しています。

特別行政相談所への行政書士の派遣について、この度、福岡県行政書士会と連携協定を締結することとなりました。

つきましては、以下のとおり、連携協定の締結式を令和 7 年 7 月 24 日（木）に行います。

- 1 日 時 : 令和 7 年 7 月 24 日（木）15 時～15 時 30 分
- 2 場 所 : 九州管区行政評価局 会議室
(福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎本館 8 階)
- 3 出席者 : 福岡県行政書士会 会長 田村 公隆
九州管区行政評価局長 安仲 陽一
- 4 次 第 (1) 協定の概要について説明
(2) 協定書への署名
(3) 九州管区行政評価局長挨拶
(4) 福岡県行政書士会会長挨拶
(5) 写真撮影

(連絡先)

総務行政相談部行政相談課

担当 : 行政相談課長 篠原

電話 : (直通) 0 9 2 - 4 3 1 - 7 0 8 2

E-mail : ksy31@soumu.go.jp

【協定に基づく連携事項について】

- 被災者の困りごとに対応するため、九州管区行政評価局が開設する特別行政相談所に、福岡県行政書士会が会員を派遣
- 派遣された行政書士は、行政書士業務に係る被災者支援のための各種制度や行政上の手続に関する以下のような相談に対応
 - ・ 罹災証明書など各種証明書の交付申請に関すること
 - ・ 被災自動車の登録抹消など各種登録・抹消手続に関すること
 - ・ 各種支援金・給付金に関すること 等
- 福岡県行政書士会は、特別行政相談所の開設に無報酬で協力
 - ※ 特別行政相談所では全ての相談に無料に対応

参 考

□ 行政相談とは

総務省の行政相談は、役所の仕事や手続、サービスに関するお困りごとについて、相談を受け付け、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善にいかしています。

□ 災害時の特別行政相談活動とは

総務省では、地震、豪雨、台風などの災害で被害を受けた方々を支援するため、以下のような「特別行政相談活動」を行っています。

- ・ 被災者への生活支援情報の提供（生活支援情報集（ガイドブック）を避難所等に配布）
- ・ 専用電話を備えた相談窓口の開設
- ・ 特別行政相談所の開設

総務省の出先機関である全国の管区行政評価局等は、令和 7 年 6 月 10 日付け内閣府告示第 97 号により、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 4 号の「指定地方行政機関」に位置付けられています。

□ これまでの主な特別行政相談活動

九州管区行政評価局とその管内の行政評価事務所、行政監視行政相談センターは、これまで、以下のような災害における被災者の困りごとの解決を支援するため、生活支援情報集（ガイドブック）の作成、災害相談専用ダイヤルの開設、特別行政相談所の開設を行ってきました。特に、平成 28 年熊本地震では、5,000 件以上の相談に応じました。

- 令和 6 年台風 10 号
- 令和 2 年 7 月豪雨
- 平成 29 年 7 月九州北部豪雨
- 平成 28 年熊本地震 等



平成 29 年 7 月九州北部豪雨の
特別行政相談所



平成 28 年熊本地震の
特別行政相談所